

滝川警察署での運転免許証更新手続きについて

手続きできる期間は**更新年の誕生日1か月前から誕生日1か月後までの2か月間**です。

手続き場所

滝川市緑町1丁目1番12号
滝川警察署交通課窓口

砂川市西2条南12丁目1番
滝川警察署砂川警察庁舎窓口

(管内にお住まいの方はどちらでも
手続きができます。)

受付の曜日・時間

月～金曜日(祝日を除く)
午前8時45分から**午後5時00分**まで



更新手続きに必要なもの

運転免許証

更新連絡書(はがき) ※ ない場合でも更新手続き可能です。

更新手数料(はがきに金額が記載されています。)

眼鏡・補聴器など 適性検査(視力検査など)がありますので、眼鏡や補聴器が免許の条件となっている方は用意してください。

免許用写真 ～ 縦3cm、横2.4cm、正面、上三分身、無帽、無背景で鮮明なもの
申請前6か月以内に撮影したもの
(警察署・砂川庁舎内の交通安全協会でも有料で撮影できます。)

※ 過去の免許更新で使われた写真は再使用できません。

※ 自身のカメラで撮影、プリントした写真も受付可能ですが、画質や写り方によっては撮り直しをお願いする場合があります。

※ 満70歳以上の方 ～ 高齢者講習終了証明書

※ 満75歳以上の方 ～ 認知機能検査結果通知書、高齢者講習終了証明書

※ 更新と同時に本籍、生年月日の記載事項を変更する方

～ **本籍**(国籍等)が記載された住民票
コピー不可、本紙を提出していただきます。

※ 更新と同時に氏名のみ記載事項を変更する方

～ 個人番号カード(マイナンバーカード)
窓口で提示確認のみで、提出の必要はありません。

又は

本籍(国籍等)が記載された住民票
コピー不可、本紙を提出していただきます。
(個人番号カード、住民票ともに旧姓の記載されたものに限りません。)

※ 更新と同時に住所の記載事項を変更する方

～ 新住所を証明できるもの
(個人番号カード(マイナンバーカード)の提示又は住民票、保険証、消印のある本人宛の郵便物等の提示(いずれもコピー不可))

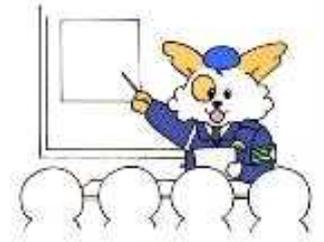
滝川警察署での 更新手続きの流れ

警察署窓口で更新手続きされる方は、新免許証交付まで40日程度かかります。

1の通常の更新手続きの方は免許有効期限内に更新時講習を受講されれば、新免許証交付予定日まで旧免許証で運転することができます。

1 通常の更新時講習を受講する手続き

- ① 警察署窓口で更新手続き
適性検査(視力検査など)
更新申請用紙記入、更新手数料分の収入証紙貼付け
講習の予約
- ② 予約した講習受講(受講後に旧免許証の裏に受講スタンプを押します。)
- ③ 受講済みを確認し、警察署窓口で新免許証を交付



2 オンライン優良講習を受講する更新手続き(受講できる条件は別ページ参照)

- ① オンラインで優良講習を受講(更新手続きの前に講習動画を視聴)
- ② 警察署窓口で更新手続き
オンライン講習受講状況の確認
適性検査(視力検査など)
更新申請用紙記入、更新手数料分の収入証紙貼付け
- ③ 警察署窓口で新免許証を交付

3 高齢者講習の更新手続き

- ① 認知機能検査を受検・高齢者講習を受講(ご自身で予約し受検・受講してください。)
- ② 警察署窓口で更新手続き
適性検査(視力検査など)
更新申請用紙記入、更新手数料分の収入証紙貼付け
- ③ 警察署窓口で新免許証を交付

滝川警察署管内の 更新講習会場

滝川市新町4丁目7番30号
空知自動車学校

砂川市東5条北8丁目1番1号
砂川自動車学校

空知郡奈井江町本町2区
奈井江町文化ホール

他の会場での受講を希望の方は
申請手続きの際に申し出てください



滝川警察署窓口又は砂川警察庁舎窓口での更新手続きの際に講習を予約いただきます。
各講習の日程・時間については別ページで確認してください。
滝川署管外での受講については手続き時にご相談ください。